

福岡市 屋外広告物の手びき

福岡のまちを魅力的でより美しく
安全・安心で
快適に住みやすくするために

目次

■ 1 屋外広告物について	1
■ 2 広告物の規格基準	3
■ 3 禁止地域・禁止物件・禁止広告物等	12
■ 4 責務、義務、管理者資格等	14
■ 5 違反広告物に対する是正の取組み	15
■ 6 その他関連事項	17
■ 7 許可申請手続き等の進め方	19

令和6年4月



はじめに

福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)を表示・設置する際のルールとして屋外広告物条例を定めています。

この「手びき」は、広告物の大きさや高さ、設置できない場所、許可の手続き等に関するルールをまとめたものです。

福岡の街をより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするため、広告物を表示しようとする方だけでなく市民の皆様にもルールを理解していただき、魅力的で秩序ある広告景観づくりにご協力をお願いします。

1 屋外広告物について

屋外広告物とは

次の4つの要件を全て満たすものです。

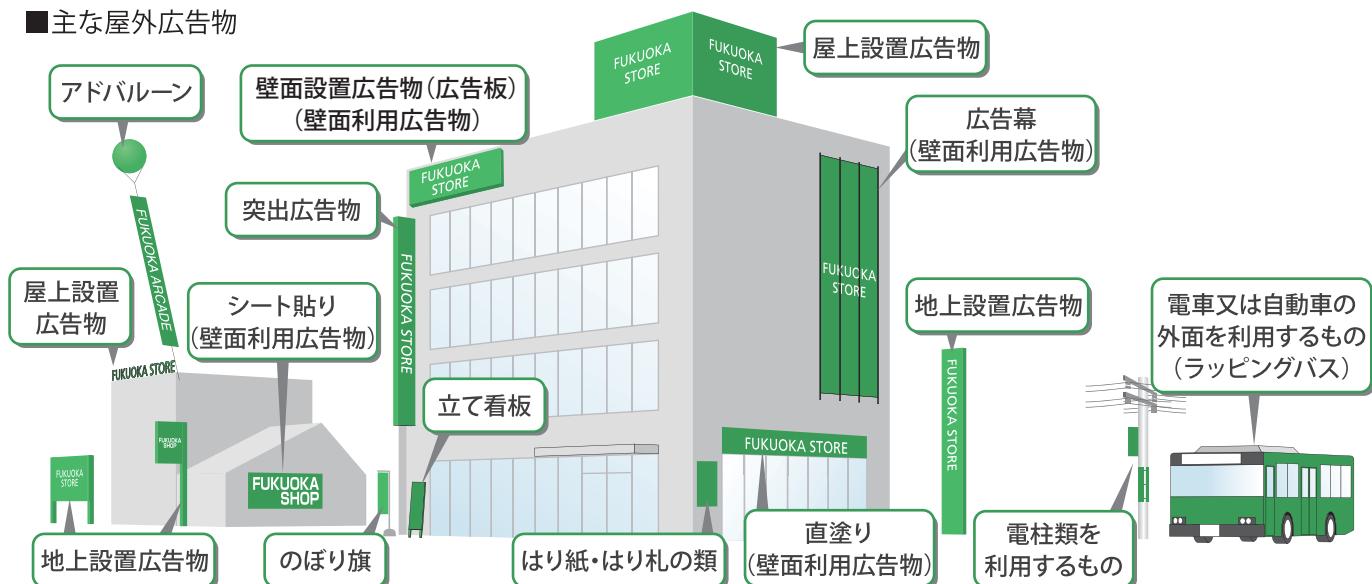
屋外広告物の定義

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札並びに廣告塔・廣告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。
※建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。

※駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して
その構内に表示されているものは含まれません。

■主な屋外広告物



許可申請

屋外広告物を表示・設置しようとするときは許可を受ける必要があります。

屋外広告物を掲出するときは、許可申請が不要な広告物(P. 13 参照)以外は、すべて事前に許可が必要です。また、現在掲出している広告物を変更したり、改造したりするときや許可期間を過ぎて継続して掲出するときも、事前に許可が必要です。手続きはP. 19をご覧ください。

なお、広告物を掲出する場合は、福岡市に広告業者登録を行っている業者に依頼してください。

※広告業登録業者は福岡市ホームページで、ご覧になります。

福岡市屋外広告業

検索

● 福岡市屋外広告物条例改正について ー 平成28年10月1日より運用ー

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。市民共有の財産である景観を快適で良好なものに感じられるよう、周辺との調和に配慮する必要があるため、福岡市では屋外広告物の地域区分を新たに設定し、これまでの規格基準を見直しました。その他にも、安全性への配慮として、LEDビジョン広告等の設置の制限や管理者の資格要件、また悪質な違反者の氏名等を公表できることなどを定めました。

この手引きの活用手順

屋外広告物を表示・設置する際には、この手順を参考に該当する項目及び関係するページのルールを確認し、規格基準を守って適正に掲出してください。

地域・種別の確認

掲出しようとする場所の地域区分を確認する

P. 3 地域の区分

掲出しようとする屋外広告物の種別を確認する

P. 1 主な屋外広告物

ルールの確認

禁止されている地域などに該当していないか確認する

P. 12 禁止地域・禁止物件・禁止広告物等

P. 13 規制を受けない広告物（適用除外広告物）

地域別に定められた広告物のルールを確認する

P. 4～8 各地域の規格基準

P. 9 各地域に共通した規格基準（車体利用広告物含む）

P. 10～11 発光可変表示式広告物に関する規格基準

P. 11 福岡都市高速道路等沿道における規制

他法令等に係る協議を行う

他法令等により定められた届け出や規制等について確認する

主な他法令等による手続きの窓口

内 容	申請等手続き	窓 口（担当部署・機関）
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	区維持管理課（西区は管理調整課）、 港湾空港局維持課、国道事務所
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署交通課
高さが4mを超えるとき	工作物確認申請	住宅都市局建築審査課、指定確認機関
防火地域内に設置するとき (屋上設置又は高さ3m超)	看板等の防火措置	住宅都市局建築審査課、指定確認機関
地区計画区域内で届出対象となるとき	地区計画の区域内における行為の届出	住宅都市局都市計画課
風致地区（禁止地域を除く）に設置するとき	風致地区内行為許可申請書	住宅都市局みどり推進課
気球（アドバルーン）を設置するとき	水素ガスを充てんする気球の設置届出	所轄消防署予防課
ネオン管灯設備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届出	所轄消防署予防課
アイランドシティに設置するとき	建設設計画書届出	港湾空港局まちづくり推進課

許可を得る

許可申請の手続きを行い、掲出の許可を得る

P. 19 許可申請手続き等の進め方、手数料

適正な維持管理等

広告主・広告業者等の遵守事項について知る

P. 14 広告物に関わる者の責務

管理・除去義務

管理者の選定及び資格

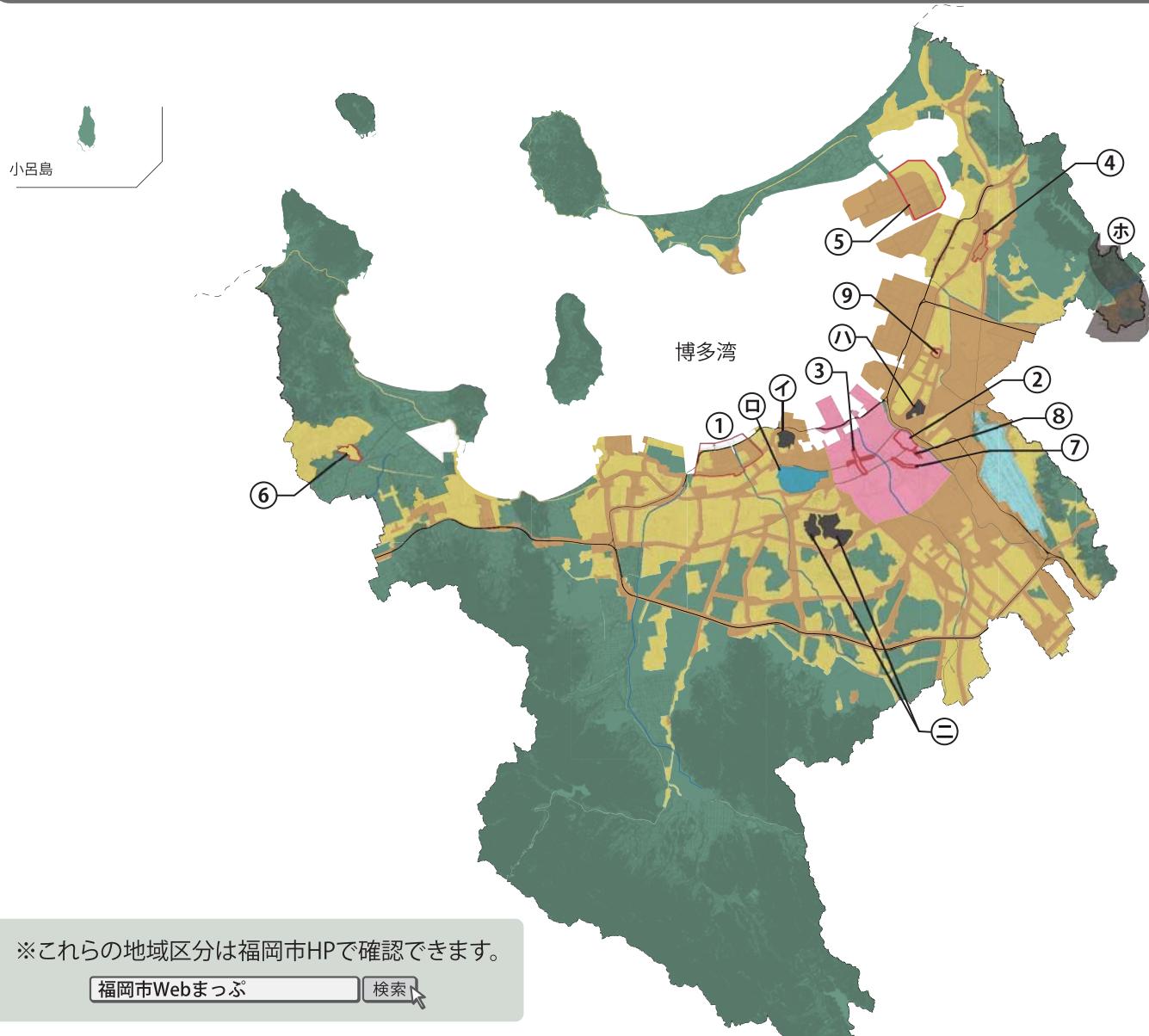
許可証票の貼付

P. 15～16 違反広告物に対する是正の取組み

2 広告物の規格基準

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、地域を区分してそれぞれの地域にふさわしい規格基準を定めています。

地域の区分



凡例 地域区分	対象地域	規格基準
■ 都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲 並びに福岡空港周辺	P. 4
■ 商業・沿道系地域	第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く)、特定流通業務施設区域(※1)	P. 5
■ 住居系地域	第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く)、沿道施設指定路線区域(※2)	P. 6
■ 自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域、市街化調整区域(福岡空港周辺区域、特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く)、小呂島、玄界島	P. 7
■ 空港地域	福岡空港敷地内	P. 8
□ 都市景観形成地区	①シーサイドももち地区、②御供所地区、③天神(明治通り・渡辺通り)地区、④香椎副都心(千早)地区、⑤アイランドシティ香椎照葉地区、⑥元岡地区、⑦はかた駅前通り地区、⑧承天寺通り地区、⑨筥崎宮地区	
■ 禁止地域	①西公園、②福岡城址(大濠公園、舞鶴公園)、③東公園(県庁周辺)、④南公園、⑤九州縦貫自動車道と両側500mの範囲にある地域	P. 12
■ 福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き、各道路縁より両側50mかつ路面高さより上方の範囲	P. 11

※1：市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。

※2：市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

各地域規格基準

都心部・空港周辺地域 交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

特性

交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するなど福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域



対象地域

福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺

壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：

〈壁面面積1,000m²未満の場合〉壁面面積の1/3以下かつ50m²以内

〈壁面面積1,000m²以上の場合〉壁面面積の1/20以下

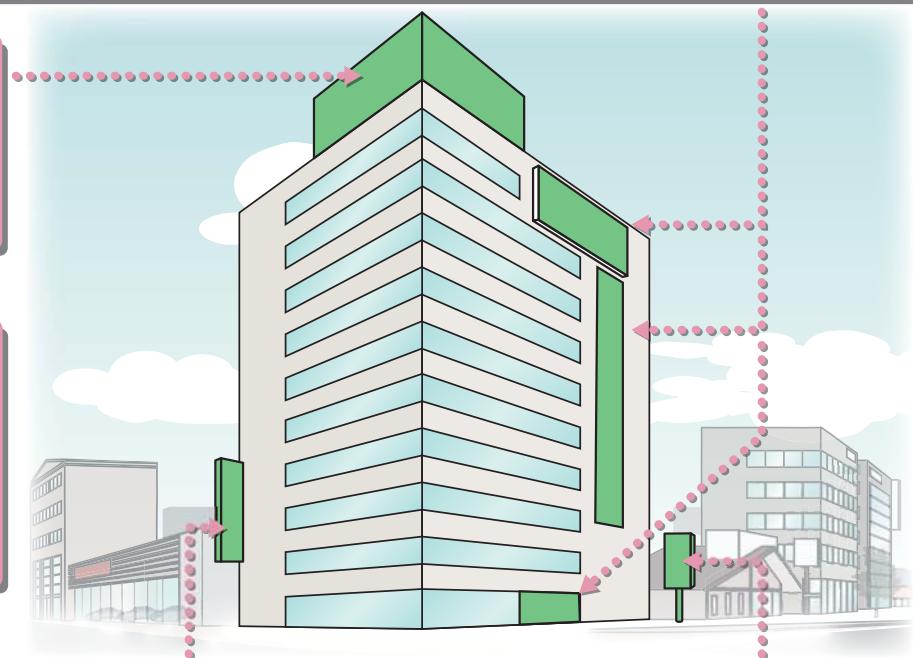
※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

壁面利用広告物

- 壁面設置広告物(広告板)
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ
地上から51m以下



全ての広告物（共通）

- まちなみの賑わいや快適な歩行者空間の形成に配慮し、可能な限り低層部(地上高さ10m以下、かつ3階以下の部分)に設置する。

突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

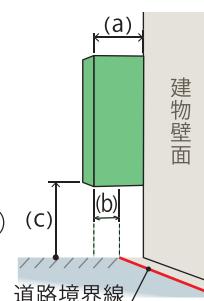
(b) 道路境界線より0.8m以内(歩道上は1m以内)

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上(歩道上は2.5m以上)

〈敷地内〉2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：20m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ：30m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上(広告物の下部
を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：50m²以内
(高さが10m以下の場合)

発光可変表示式広告物

面積、高さなど

：広告物種別による。

輝度

：周辺環境に配慮したものとする。

点滅速度

：緩やかにする。

交差点部における規格：P.10 のとおり

電柱類を利用するもの
／立看板／はり紙・はり札の類

P.9「各地区に共通した規格基準」
のとおり

商業・沿道系地域 にぎわいある景観づくりを進める地域

特性

商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進めるとともに、これと調和した居住環境のもと、市民の生活が営まれている地域



対象地域

第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（都心部・空港周辺地域を除く）、特定流通業務施設区域（※1）

※1：市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。

壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：

〈壁面面積1,000m²未満の場合〉壁面面積の1/3以下かつ50m²以内

〈壁面面積1,000m²以上の場合〉壁面面積の1/20以下

※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

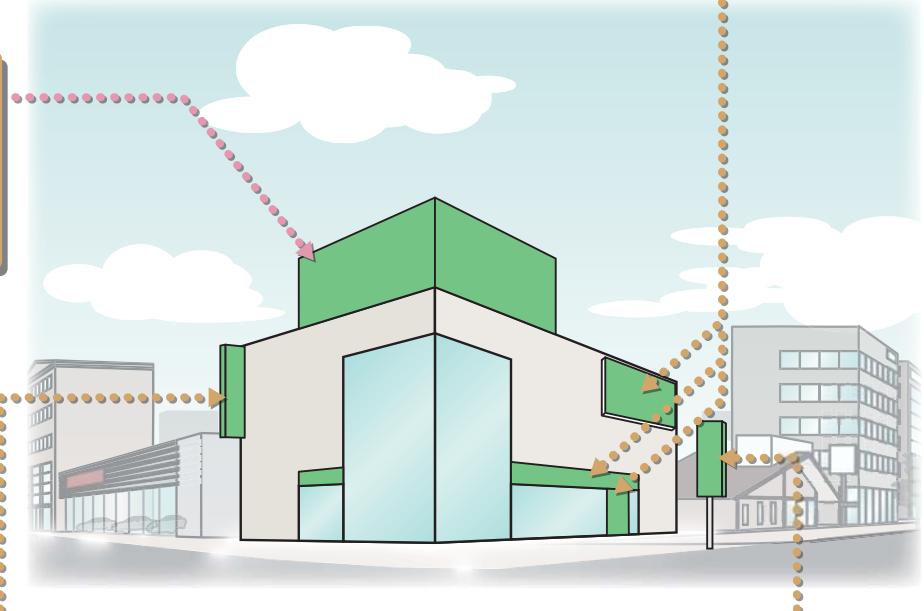
壁面利用広告物

- 壁面設置広告物（広告板）
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のものなど

屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ
地上から51m以下

総面積：50m²以内



突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

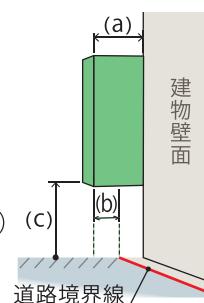
(b) 道路境界線より0.8m以内（歩道上は1m以内）

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

〈敷地内〉2.5m以上（広告物の下部を通行可能な場合）

面積（1個当たり）：20m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ：20m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上（広告物の下部
を通行可能な場合）

面積（1個当たり）：50m²以内

発光可変表示式広告物

面積、高さなど：広告物種別による。

輝度：周辺環境に配慮したものとする。

点滅速度：緩やかにする。

交差点部における規格：P.10 のとおり

電柱類を利用するもの ／立看板／はり紙・はり札の類

P.9「各地区に共通した規格基準」
のとおり

住居系地域 良好的な環境で市民の生活が営まれる地域

特性

良好な居住環境のもと、市民の生活が営まれている地域

対象地域

第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域（都心部・空港周辺地域を除く）
沿道施設指定路線区域（※2）



※2：市街化調整区域において、都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下かつ20m²以内

※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

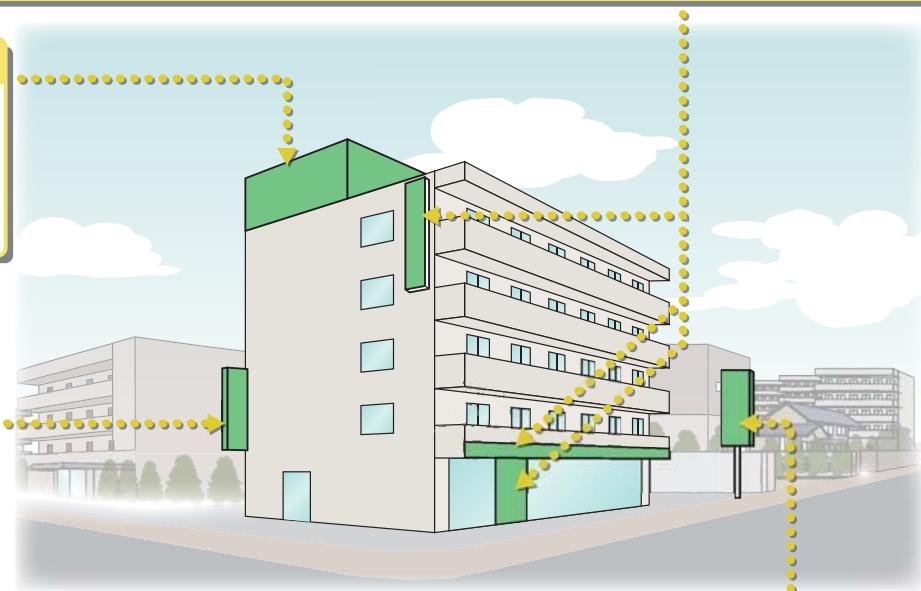
壁面利用広告物

- 壁面設置広告物（広告板）
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの1/2以下、かつ
地上から51m以下

総面積：20 m²以内



突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

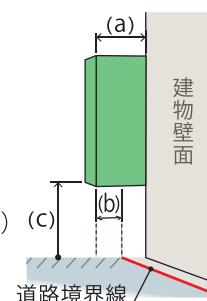
(b) 道路境界線より0.8m以内（歩道上は1m以内）

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

〈敷地内〉2.5m以上（広告物の下部を通行可能な場合）

面積（1個当たり）：10 m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ：10m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上（広告物の下部
を通行可能な場合）

面積（1個当たり）：20m²以内

発光可変表示式広告物

設置できる施設や大きさを制限している。

P. 10「地域別設置基準」のとおり

電柱類を利用するもの ／立看板／はり紙・はり札の類

P. 9「各地区に共通した規格基準」
のとおり

自然・低層住居系地域

自然豊かな景観や閑静な住宅街が広がる地域

特性

閑静な住宅街の景観を保全するとともに、山並みや田園地帯の眺望の確保に努め、自然と調和した景観形成を図る地域



対象地域

第一種低層住居専用地域、市街化調整区域（福岡空港周辺区域、特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く）、小呂島、玄界島

壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下かつ10m²以内

※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

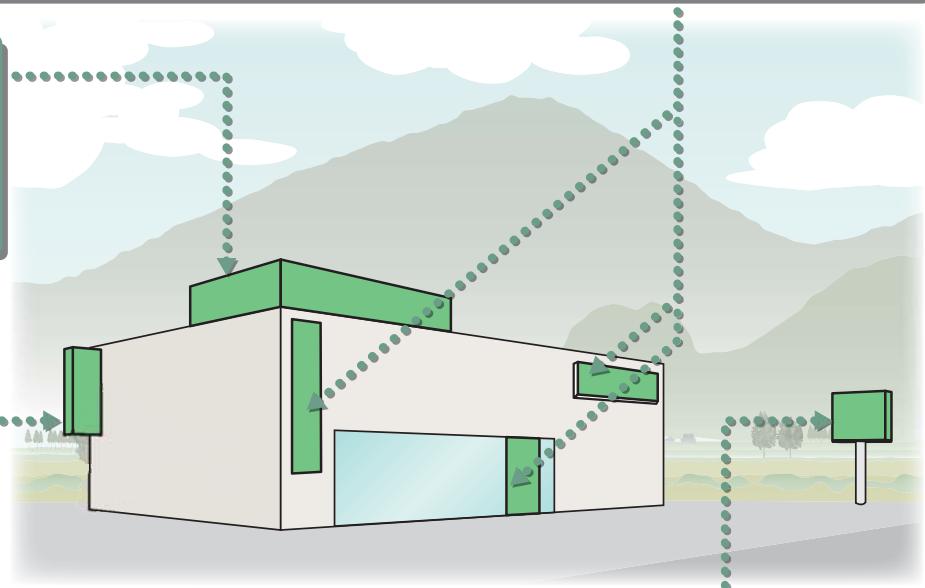
壁面利用広告物

- 壁面設置広告物（広告板）
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの1/3以下、かつ
地上から51m以下

総面積：10 m²以内



突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

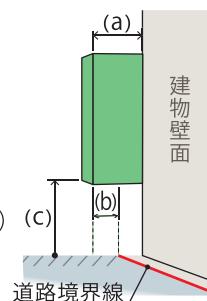
(b) 道路境界線より0.8m以内（歩道上は1m以内）

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

〈敷地内〉2.5m以上（広告物の下部を通行可能な場合）

面積(1個当り)：10 m²以内



地上設置広告物

地上からの高さ：6m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上（広告物の下部
を通行可能な場合）

面積(1個当り)：10 m²以内

発光可変表示式広告物

設置できる施設や大きさを制限している。

P. 10「地域別設置基準」のとおり

電柱類を利用するもの ／立看板／はり紙・はり札の類

P. 9「各地区に共通した規格基準」
のとおり

空港地域 空港運営上必要な広告物の掲出を図る地域

対象地域

福岡空港敷地内



壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：

〈壁面面積1,000m²未満の場合〉壁面面積の1/3以下かつ50m²以内

〈壁面面積1,000m²以上の場合〉壁面面積の1/20以下

※分類について
壁面利用広告物には次のような種類があります

壁面利用広告物

- 壁面設置広告物(広告板)
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ
地上から51m以下

総面積：50 m²以内

全ての広告物（共通）

- 空港地域に表示・設置できる
広告物等は、空港運営上必要な
ものに限る。

地上設置広告物

地上からの高さ：20m以下

地上から下端までの高さ：

2.5m以上(広告物の下部
を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：50m²以内

突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ

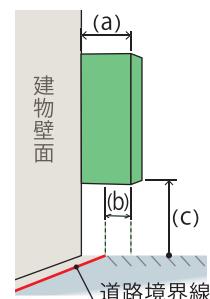
(b) 道路境界線より0.8m以内(歩道上は1m以内)

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上(歩道上は2.5m以上)

〈敷地内〉2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：20 m²以内



発光可変表示式広告物

面積、高さなど：広告物種別による。

輝度：周辺環境に配慮したものとする。

点滅速度：緩やかにする。

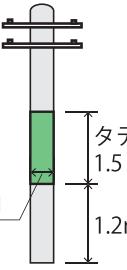
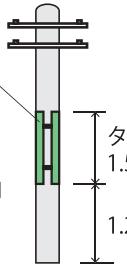
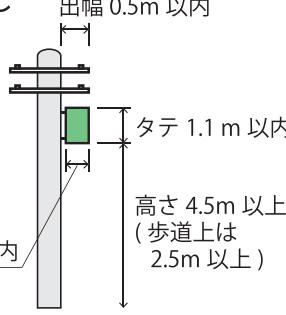
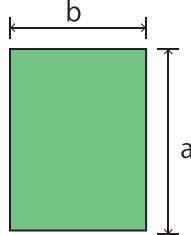
交差点部における規格：P.10 のとおり

電柱類を利用するもの ／立看板／はり紙・はり札の類

P.9「各地区に共通した規格基準」
のとおり

各地域に共通した規格基準

次の広告物は、各地域に共通した規格基準です。

電柱類を利用するもの	●直接塗り付け	●巻きつけ	●突き出し
			
	ヨコ 0.33m 以内 タテ 1.2m 以上 ヨコ 1.5m 以内	ヨコ 0.33m 以内 タテ 1.2m 以上 ヨコ 1.5m 以内	ヨコ 0.45m 以内 タテ 1.1m 以内 高さ 4.5m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)
立看板	ヨコ 0.9m 以内 タテ 1.8m 以内 脚の長さ 0.3m 以内	はり紙・はり札の類	面積は 1 m ² 以内 表示者又は管理者の 住所・氏名・連絡先 の表記が必要です。 
電車又は自動車の外側を利用するものを除く	<p>●次のものは表示、設置しないこと ①発光可変表示式広告物 (P.11 参照) ②発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの。</p>		
定期路線バスの外側の一部を利用する場合	<p>●定期路線バスの外側の全部を利用する場合</p> 		
	<p>○側部: (左右それぞれ) 表示面積5m²以内 個数3個以内</p>	<p>○後部: 表示面積0.5m²以内 個数1個</p>	<p>○窓面利用の場合: 側部及び後部のみとし、 表示面積はそれぞれの 窓面面積の30%以内</p> <p>○広告物の色彩、意匠等は、 都市の景観と調和のとれたもの (福岡市車体利用 広告物デザイン審査委員会の承諾) とする。</p>
全ての広告物	<p>視覚障がい者が安全に通行することができるよう、広告物と視覚障がい者誘導用床材(いわゆる点字ブロック)との離隔距離を確保する。</p>		

解説

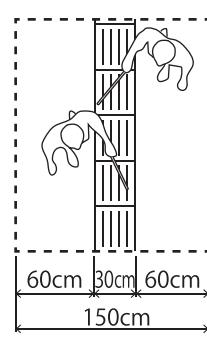
● 視覚障がい者の動作寸法

視覚障がい者が白杖を使用し視覚障がい者誘導用床材(点字ブロック)に沿って通行する場合は、通常60cm以上のスペースが必要とされています。

出典：福岡市福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアルより
「基準となる幅や広さ等の基本的な考え方」



白杖使用者の
動作寸法



視覚障がい者誘導用床材等を使用する
白杖使用者が通過できる寸法

発光可変表示式広告物に関する規格基準

発光可変表示式広告物とは、屋外ビジョンなどの自ら発光して表示の内容を変える事ができる広告物(一定時間表示の内容が変わらないものを除く)。P.11に参考事例を掲載

地域別設置基準

都心部・空港周辺地域	各地域規格基準(P.4, 5, 8)により設置することができる。 ただし、交差点部は、下図の設置条件による。
商業・沿道系地域 空港地域	設置することができるのは、次のいずれかに該当するもの。 (1) 地域住民の日常生活の利便に供する施設（生活利便施設）において、自ら提供するサービス等を表示する広告物で、面積の合計が0.5m ² 以内のもの (2) 国、地方公共団体又は公共団体、公共的団体が、公共的目的をもって表示する広告物で、各地域区分の規格基準に適合したもの

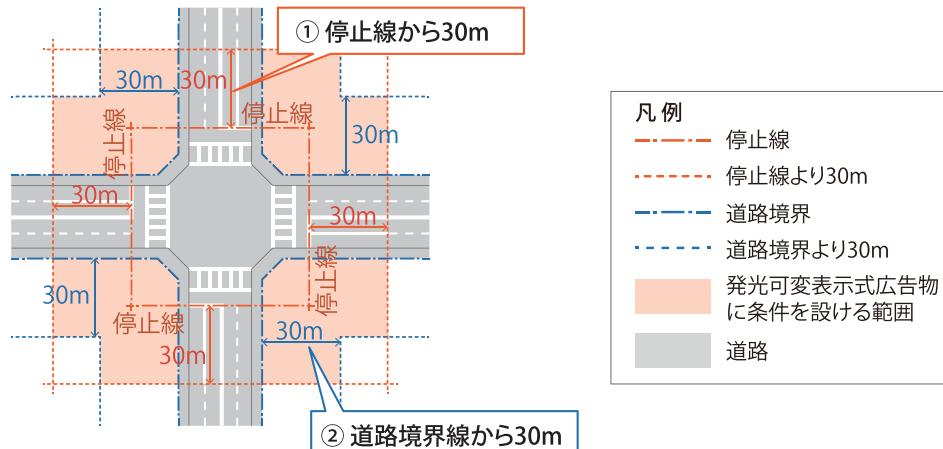
性能に関する制限

- 輝度は周辺環境に配慮したものとし、点滅速度は緩やかにすること

交差点部における設置条件

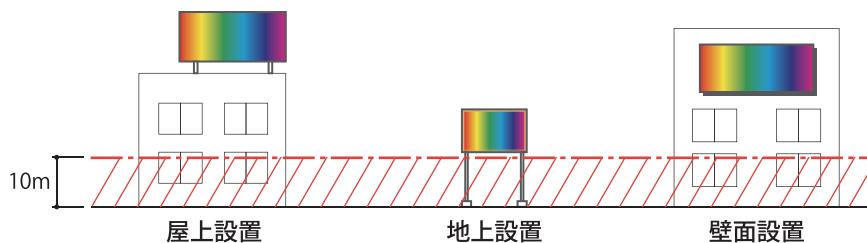
- 設置条件を設ける交差点とその範囲

- (1) 交差点（十字路、丁字路その他2以上道路が交わる部分）のうち、交差する2以上の道路の車線がそれぞれ4以上で信号機を有するもの。
- (2) 下図に示す範囲は下記の設置条件による。



- 設置条件

広告物の下端までの高さは、地上から10m以上とする。

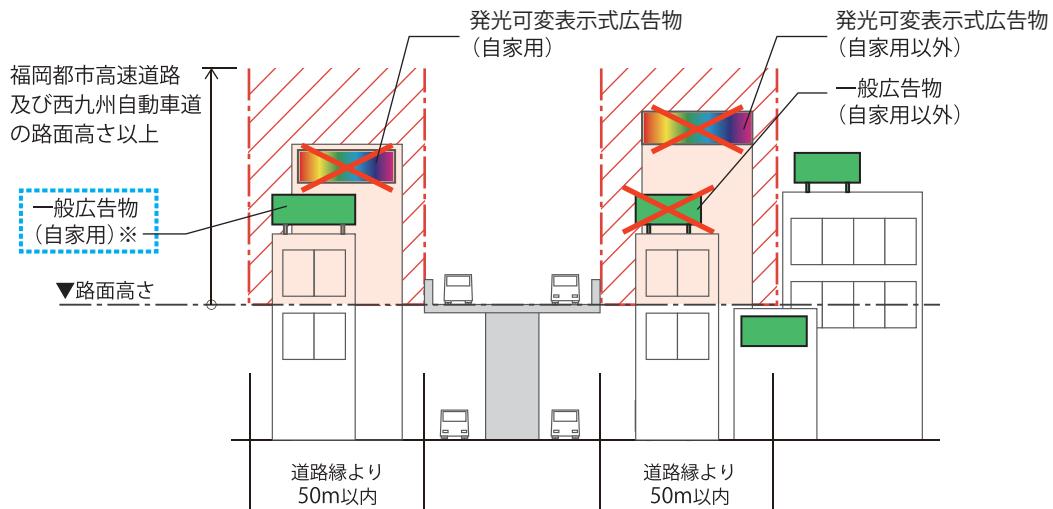


福岡都市高速道路等沿道における規制

福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き、各道路縁より両側 50m かつ路面高さ以上の範囲に広告物を表示することはできない。

ただし、一般広告物のうち、自家用で許可を受けたものは表示することができる。

※表示する際は、「2 広告物の規格基準」を守ってください。



解説

● 発光可変表示式広告物の例

LEDビジョン、液晶ビジョン、液晶テレビ、デジタルサイネージ、電光掲示板、点滅看板、電飾看板、電光ニュース、投影・映写等

○事例



● ネオンサインの例

ネオン管を用いたもので点滅しないもの



● 上記以外の電照広告物の例

一定時間以上継続して点灯しているもの。



3 禁止地域・禁止物件・禁止広告物等

禁止地域

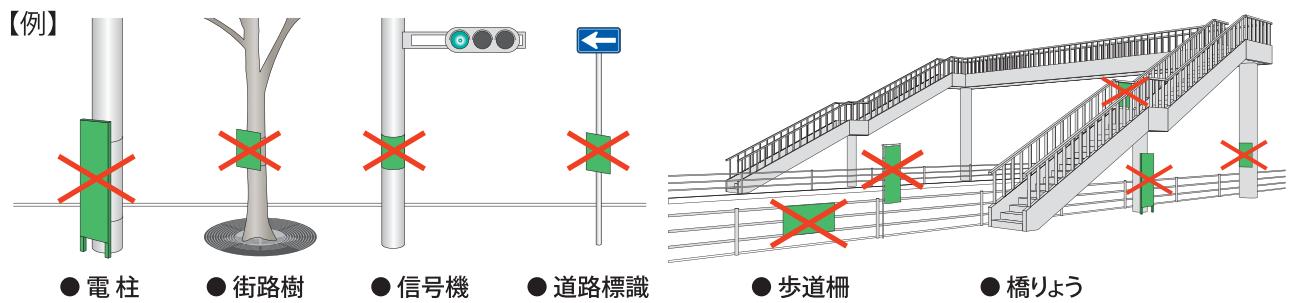
これらの地域（P. 3 図参照）では、原則として広告物を表示することはできません。ただし、P. 13 の規制を受けない広告物（禁止地域に表示できる）に該当するものは表示できます。

- 風致地区とその周辺
 - ① 西公園風致地区
 - ② 福岡城跡風致地区
 - ③ 東公園風致地区
- ④ 九州縦貫自動車道と両側500mの範囲内（ただし、展望できないものは除く）
- 古墳及び墓地
- 南公園風致地区
(桜坂小笠線及び当該道路の両側道路界より30mの範囲を除く。)

禁止物件

これらの物件には、原則として広告物を表示することはできません。ただし、P. 13 の規制を受けない広告物（禁止物件に表示できる）に該当するものは表示できます。

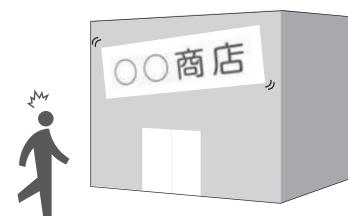
○ 橋りょう	○ 街路樹	○ 銅像	○ 公衆便所	○ 信号機
○ トンネル	○ 保存樹	○ 記念碑の類	○ 公衆電話ボックス	○ 道路標識
○ 高架構造物	○ 保存樹林		○ 郵便ポスト	○ 歩道柵
○ 分離帯			○ 路上に設ける変圧器、配電器	○ 路上に設ける車止め
				○ 道路の石垣・擁壁
				○ これらに類するもの
○ 消火栓	○ 送電塔	○ 煙突	○ 景観重要建造物	はり紙、はり札、立看板の表示禁止
○ 火災報知機	○ 送受信塔	○ ガスタンク	○ 景観重要樹木	
○ 防火水槽標識	○ 照明塔	○ 水道タンク		○ 電柱
○ 火の見櫓		○ 石油タンク		○ 街灯柱
		その他タンクの類		○ その他電柱の類
				○ 消火栓標識



禁止広告物等

これらの広告物を表示することはできません。

- 著しく汚染し、退色し、または塗料等の剥離したもの
- 著しく破損し、または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれがあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



規制を受けない広告物（適用除外広告物）

これらの広告物は、禁止地域や禁止物件にも表示できます。「許可不要」な広告物は、一般地域においても許可を受けて表示することができます。

※規格基準の記載がないものは「2 広告物の規格基準」を守ってください。

許可の要・不要	規制を受けない広告物の内容	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる	凡例 ○表示できる ○ 表示できない ×
許可不要	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の氏名、名称、店名、商標又は事業、営業の内容を、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示するもの（いわゆる自家用広告物）で、下図の基準に適合するもの。 ただし、発光可変表示式広告物、ネオンサイン並びに福岡都市高速道路及び西九州自動車道に係る沿道の範囲（P.11 参照）に表示する広告物は、自家用であっても許可申請が必要です。また、禁止地域では表示できません。 <p>広告物の面積 の合計: A+B</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告物の面積の合計が 10m²以内のもの。 (禁止地域にあっては 5 m²以内) 左記の規格に適合する広告物で、同一平面上に特定商品名等を表示する場合、特定商品等の表示面積は該当広告物の合計面積の 1/3以下とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの（いわゆる管理用広告物） <ul style="list-style-type: none"> 広告物の面積の合計が 5 m²以内のもの。 ○冠婚葬祭、祭礼等（市民のまつり、地域の祭り事を含む）のため、一時的に表示するもの。 ○講演会、展覧会、音楽会等（各種イベントを含む）のため、その会場敷地内に表示するもの。 ○人、車両（電車及び自動車を除く）、船舶等に表示するもの。例えば、人が掲げるプラカードや原動機付自転車、軽車両（自転車、リヤカーなど）、船舶、飛行機などに掲出される広告物。 	○	×	○ 表示できる ○ 表示できない ×
許可不要	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名、商標又は事業、営業の内容を表示するもの。 →対象物件：送電塔、送受信塔、照明塔、煙突及びガスタンク、水道タンク、石油タンクその他のタンク類 <ul style="list-style-type: none"> 広告物の表示面積が 5 m²以内のもの。 ○所有者又は管理者が管理の必要性に基づき表示するもの。 →対象物件：P. 12 に掲げる禁止物件 ○公共団体又は公共的団体（※）が公共の利益又は公衆の利便性のために表示するはり紙、はり札の類及び広告幕類で他の広告物を併用しないもの。 →対象物件：送電塔、送受信塔、照明塔、煙突及びガスタンク、水道タンク、石油タンクその他のタンク類並びに電柱、街路灯その他の電柱の類及び消火栓標識 <p>※ 公共団体又は公共的団体：日本赤十字社、独立行政法人都市再生機構、福岡市・県住宅供給公社、福岡北九州高速道路公社</p>	×	○	○ 表示できる ○ 表示できない ×
	○営利を目的としないはり紙、はり札の類。	×	×	○ 表示できる ○ 表示できない ×
	<ul style="list-style-type: none"> ○他の法令の規定により表示されるもの。 ○国または地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの。 ○公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等（政治活動のためのポスターは含まない）。 ○公益上やむを得ないので緊急に公衆に表示する必要があるもの。 ○公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を表示するもの。 <ul style="list-style-type: none"> 表示できるものは1個で、大きさは全体面積の 1/10以下かつ 0.5 m²以内 	○	○	○ 表示できる ○ 表示できない ×
許可が必要	○道標、案内図板等で公共的目的をもったもの。	○	×	○ 表示できる ○ 表示できない ×

4 責務、義務、管理者資格等

屋外広告物に関する者の責務

屋外広告物が適正に表示・設置され、また管理が行われるよう関係者の責務について規定しています。

○**広告主**は、自ら条例等の規定を順守するとともに、広告物を表示・設置することを依頼した屋外広告業者等にも条例等に違反することがないよう必要な措置を講ずるものとします。（例：規格基準への適合や許可申請手続きなど）

○**屋外広告業者等**は、自ら条例等の規定を順守するとともに、表示・設置する広告物が条例等の規定に適合したものとなるよう広告主その他の関係者に対し、助言を行い、その他必要な措置を講ずるものとします。（例：規格基準や安全対策などに関する説明や助言など）

○**施設管理者**は、その管理する土地や建物、工作物等に広告物が表示・設置されるにあたって、条例等の規定に適合するよう配慮を行うものとします。（例：管理範囲を明示するなど）

管理義務、除却義務

広告物の表示者等※は、管理・除却について次のような義務を負います。

○広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な補修その他の管理を行わなければなりません。

○広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は掲出が必要でなくなったときは、その翌日から10日以内に広告物を除却する必要があります。

※ 広告物の表示者等とは：広告主、広告主から広告物の設置等について依頼を受けた屋外広告業者、所有者又は占有者その他広告物について権利を有する者、広告物を管理する者をいう。

管理者の選定及び資格

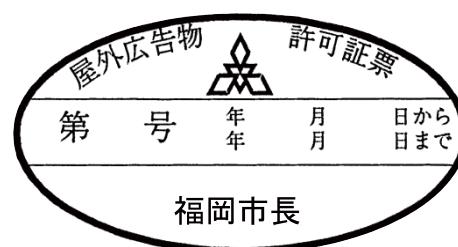
○許可に係る広告物を表示・設置する者は、これら広告物の管理者を定めなければなりません。

○広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気設備等の専門的な知識が要求されることから、下表左欄の広告物を管理する者は、右欄の資格を有していることが必要です。

対象広告物	管理者の資格
高さ4メートルを超える広告塔、広告板（建築基準法の確認申請物件）その他これらに類するもの。	いずれかの資格を有する者 (1)屋外広告士 (2)建築士 (3)特種電気工事資格者（ネオン工事） (4)電気主任技術者 (5)福岡市屋外広告業者登録簿に登録されている事業所に勤務している次のいずれかに該当する者 ①福岡市その他の自治体が行う講習会修了者 ②職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの。

許可証票の貼付

○許可（更新を含む）を受けた者は、その広告物に、福岡市から交付された許可証票（シール）を貼りつけなければなりません。



5 違反広告物に対する是正の取組み

福岡市では、悪質な違反者に対する氏名等公表の実施や罰則の適用を踏まえ、違反広告物のは正に向けた取組みを推進していきます。

違反広告物とは正対応

無許可広告物（規格には適合している）

○ 許可を受けていない。

〈規格に適合していない〉

○ 許可の期間を更新していない。

対応 ▶ 許可申請を行い、許可を受けることでは正されます。



無許可広告物（規格に適合していない）

○ 大きさや高さなどが規格基準等に適合していない。

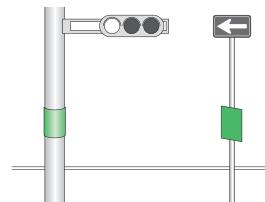
対応 ▶ 規格に適合させて許可申請する、又は除却することでは正されます。

禁止物件等に掲出している広告物

○ 禁止している物件（電柱、街灯柱など）や地域（風致地区等）に設置している。

対応 ▶ 除却することでは正されます。

〈禁止物件に掲出している〉



禁止広告物等

○ 著しく汚れていたり、塗装がはがれていったり、破損したりしている。

○ 倒れ掛かっていたり、落下のおそれがある。

○ 信号機や標識の邪魔になったり、道路交通の安全を阻害するおそれがある。

対応 ▶ 良好で安全な状態に取り直す、又は除却することでは正されます。

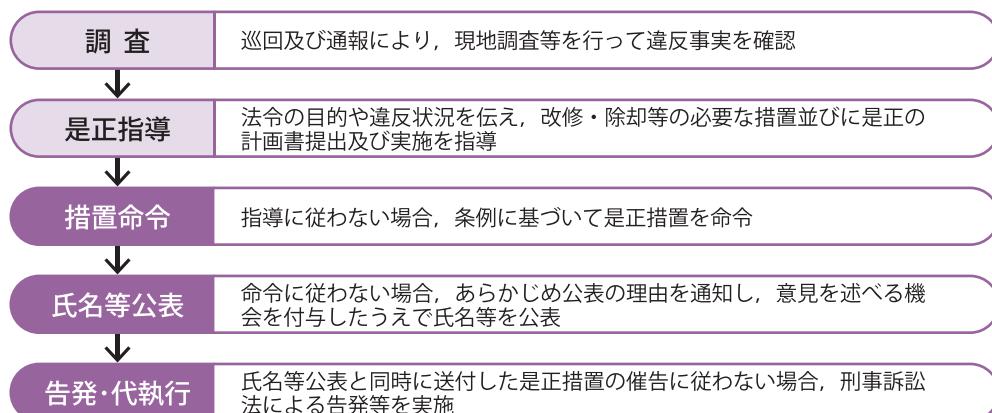
是正対象者

是正指導・命令を受けるのは、条例等に違反して広告物を表示・設置し、若しくは除却しない者又は適正な管理を行わない者です。

- **広告主**（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者）
- **屋外広告業者等**（広告物の表示又は掲出物件の設置について、広告主から委託を受けた屋外広告業者その他の事業者）
- **所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者**（広告物の表示・設置後の関係者）
- **広告物又は掲出物件を管理する者**（広告物等に関し補修その他必要な管理を行う者）

違反広告物のは正指導・命令等の手順

指導・命令には措置期限を設け、命令に従わないとときは、氏名等公表や告発の手続きを進めます。

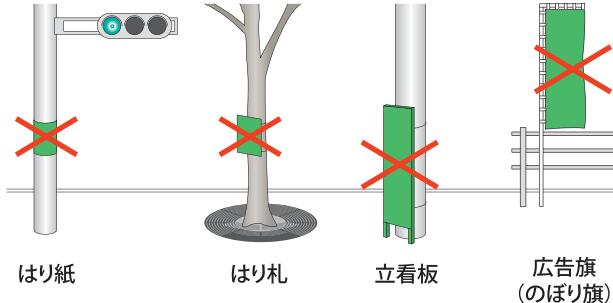


違反に対する措置

- 条例の規定又は許可の条件に違反した広告物については、その違反者に対し、設置の停止又はこれらの改修、移転、除却その他の措置を命じることがあります。
- 違反広告物の表示者等が不明なときは、その者に代わって福岡市が除却することがあります。

違反に対する措置（はり紙、はり札等）

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易な広告物が、電柱に表示されているなど、条例の規定（禁止地域、禁止物件、許可）に違反している場合は、違反掲出者による自主除却等の指導等を実施するとともに、広告物を掲出した者がわかっていてもそれらが管理されずに放置されているときは除却（簡易除却）することができます。



許可の取消し

許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。

- 許可の条件に違反したとき
- 許可を受けずに広告物を変更又は改造しようとしたとき
- 違反広告物に対する改修、移転、除却等の措置命令に従わないとき
- 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

条例違反による罰則（罰金）

広告物に関する条例の規定に違反する次の者は、100万円以下の罰金に科せられることがあります。

- 禁止地域、禁止物件（P. 12）又は許可の規定に違反して広告物を掲出した者
 - 許可（P. 19）を受けずに広告物を変更し、又は改造した者
 - 除却義務（P. 14）に違反して広告物を除却しなかった者
 - 違反広告物に対する改修、移転、除却等の措置命令（P. 15）に従わない者
 - 広告物に関する報告や資料の提出を拒み、若しくは虚偽の報告や資料を提出し、又は立入検査等を拒み、妨げ、避けた者
- ※この他、屋外広告業の登録に関する違反に対しても罰金などの刑事罰があります。

屋外広告業※の登録について

- 福岡市内で屋外広告物の表示又は設置の工事を行う業を営もうとする方は、福岡市屋外広告業者登録簿への登録が必要です。市内に営業所がなくても登録できます。
- 登録は、業務主任者の選任など必要な要件をそろえ、都市景観室に屋外広告業登録申請書を提出してください。
- 福岡県の登録を受けている場合でも、福岡市内で屋外広告業を営むためには福岡市への登録が必要です。

※ 屋外広告業とは：屋外広告物の表示や掲出物件（広告板、広告塔など）の設置を行う営業のことで、具体的には広告主から工事を請け負う施工業者が該当します。元請け、下請けは問いません。なお、工事を業として請け負わないような広告代理業等や、単に印刷、製作等を行うだけのものは該当しません。

6 その他関連事項

地域景観の向上に向けて

まちづくりのニーズに合わせ、この手びきの地域区分とは別に屋外広告物に関するルール等を緩和あるいは強化する地区を定めることができます。

広告景観誘導地区

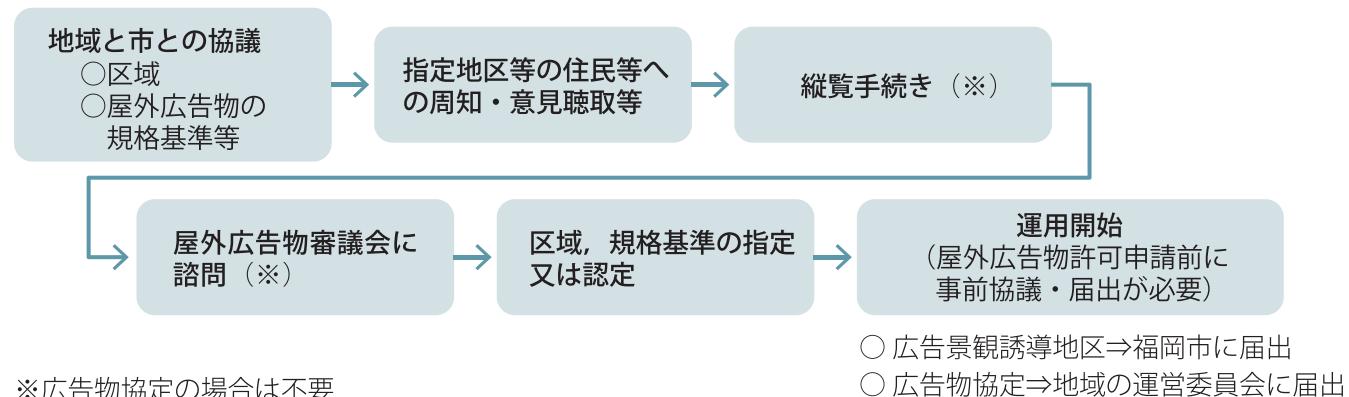
屋外広告物が、地域や街並みの魅力・活力を維持・向上させる役割を果たしている地区、あるいは歴史的・伝統的な街並みや観光地等特に地域景観への配慮や風致の維持を推進していく必要性の高い地区などにおいて、市が「広告景観誘導地区」として指定し、屋外広告物規格基準(広告物等の位置、形状、規模、色調等)の緩和や強化の内容を定めることができるようになります。

広告物協定

良好な景観の形成や風致の維持を図るためにあたって、地域の住民等が、自主的なルールとしてその地域における広告物の規格に関する協定を締結し、市の認定を受けるものです。

土地の所有者等が一定の区域を定め、この手びきの規格基準に加えて、屋外広告物の表示・設置の位置や形状、規模、色調等の規格に関する事項について協定を締結し、地域特有のルールとして自主的にコントロールする制度です。

手続きフロー



経過措置

平成28年10月1日より、この手びきの規格基準を適用していますが、これより前に許可を受けている広告物は、新規格基準に適合していない場合（これを既存不適格広告物と言います）、その許可の範囲内で継続して表示・設置できます。ただし、作り直したり新たに広告物や照明などを追加したりするときは、新規格基準が適用されます。

福岡市収入証紙販売所

- 政府刊行物福岡市役所内
サービスステーション（市役所地下1階）
- 福岡県建築士事務所協会（市役所4階）

※郵送による購入を希望される場合は、下記までお問い合わせください。
「政府刊行物福岡市役所内サービスステーション」
〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話 092-722-4861
営業時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9時～17時30分

屋外広告物適正化の取組み

福岡市では、魅力的で秩序ある広告景観づくりという観点から、様々な取組みを行っています。

路上違反広告物対策

- 路上違反広告物の除却活動を推進する地域団体等の活動員に、市が除却する権限を委任し、地域住民と市が一体となって、路上違反広告物の追放を推進しています。
- 福岡市屋外広告物問題対策協議会を組織し、道路管理者、電柱等所有者、広告業界団体、警察などの機関と連携して、情報の共有や啓発等の対策を講じることにより、良好な都市景観の保持並びに向上を図っています。



福岡市都市景観賞／広告賞

この賞は、広く市民の皆さんに景観に対する意識を高めてもらうことを目的に、福岡のまちの魅力を創りだしている建物や街並み、まちづくり活動やプロジェクトなどに関わっている人たちの努力を讃え、毎年（平成24年から隔年）、市民からの推薦・応募をもとに表彰を行っています。

第25回都市景観賞広告賞
（キャナルシティ博多イーストビル）



バスシェルターデザイン審査

バスシェルターは、屋根付きのバス停に大型の広告スペースを設けたものです。

広告が、道路上の公共空間に掲出されることを踏まえ、その内容（デザイン）について、外部の専門家による審査委員会を設置し、承認されたものののみ掲出可能としています。

〈平成27年度審査実績：205件〉



ラッピングバスデザイン審査

ラッピングバスは新しい広告の形として認知されています。

広告面が大きく、さまざまな街角で走るため、まちの景観に与える影響を考慮し、市民が好感を持ち、まちなみ景観を引き立たせる質の高いデザインであるかどうかを、外部の専門家によって審査しています。

〈平成27年度審査実績：33件〉



福岡市屋外広告物審議会

審議会は、市長の諮問に応じ、屋外広告物について規格基準の変更や禁止地域の指定など、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

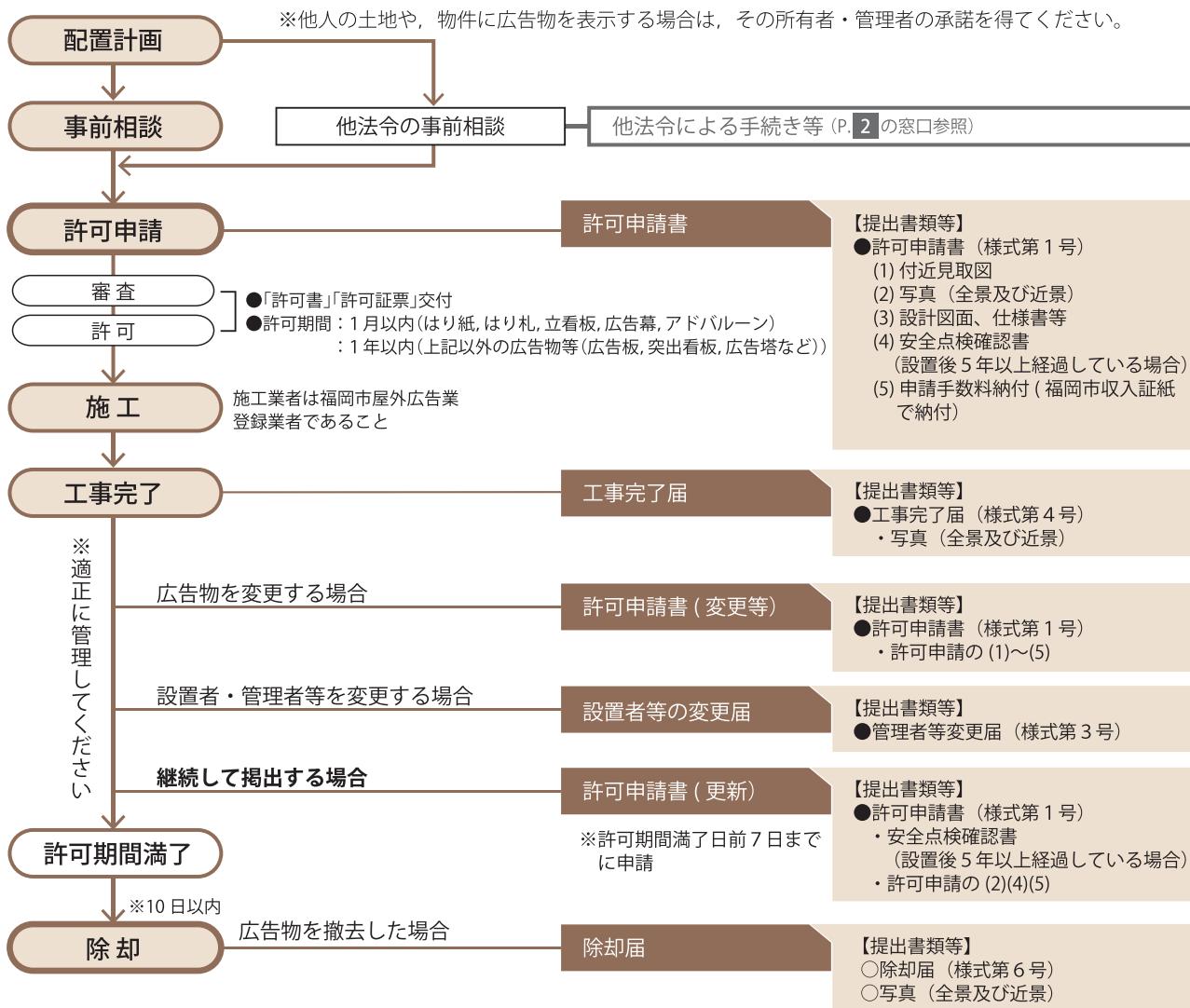
委員の構成は、学識経験者、市議会議員、行政機関並びに広告業界団体、地域活動団体の代表者からなる23人以内（平成28年11月現在19名）で組織されています。



7 許可申請手続き等の進め方

屋外広告物許可申請手続きの流れ

《手続き等窓口：住宅都市局都市景観室》



許可申請等に伴う手数料

- 許可申請（変更等、更新を含む）をするときは、次の表の手数料を、福岡市収入証紙（【販売所は P. 17 参照】）で納めてください。現金等での納付はできません。
- 非営利の広告物については、手数料は不要です。

区分	単位	手数料	許可期間
はり紙の類	1枚	5円	1月以内
はり札の類	1枚	10円	
広告幕	1枚	400円	
立看板	1個	200円	
アドバルーン	1個	1,000円	
電柱を利用する広告物	1個	200円	
定期路線バスの外側の全部を利用する広告物	1台	20,000円	1年以内

区分	種別	単位	手数料	備考	許可期間
広告板・広告塔	1 m ² 未満	1 個	200円	定める額を伴うものは、左記に	1年以内
	1 m ² 以上 2 m ² 未満		400円		
	2 m ² 以上 5 m ² 未満		800円		
	5 m ² 以上 10 m ² 未満		1,600円		
	10 m ² 以上 20 m ² 未満		3,200円		
	20 m ² 以上 30 m ² 未満		5,000円		
	30 m ² 以上 50 m ² 未満		8,000円		
	50 m ² 以上		8,000円に1 m ² 増すごとに200円を加算した額。		

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1（市庁舎4階）
電話：092-711-4395 FAX：092-733-5590
E-mail:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

屋外広告物に関することは、
福岡市ホームページをご覧いただけます。

福岡市屋外広告物 検索